

所沢市市民活動総合補償制度のご案内

この制度は、活動拠点が所沢市にある団体等が公益的なボランティア活動や地域活動中に起きた事故に対し、市があらかじめ保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償するものです。

この制度に対する、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。
(地震災害ボランティア災害補償を除く)

※対象となる活動は、以下条件を全て満たす必要があります。

- ①公益性のあるボランティア活動
- ②無報酬の活動（交通費等実費を除く）
- ③本人の自由意思で参加する活動



【 補 償 内 容 】

傷 害 補 償		傷害事故 (被補償者 1 名あたり)	熱中症 (熱射病・日射病)、0-157等 の細菌性食中毒 (被補償者 1 名あたり)
	死亡補償	500万円	300万円
	後遺障害補償	500万円～15万円	300万円～9万円
	入院補償	1日 3,000円 (事故の日から180日を限度)	
	手術補償	入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率 (10、20、40倍) を乗じた額が支払われます。	
	通院補償	1日 2,000円 (事故の日から180日までの間で90日を限度)	

※入院補償及び通院補償は、医師による治療を受けた場合にその日数に応じて支払われます。

賠償責任補償	身体賠償 (対人)	限度額 1 名 5,000万円 1 事故 5億円 (生産物事故のみ制度適用期間中の限度額5億円)	身体賠償・財物賠償・保管者賠償とも、自己負担額 (免責金額) はありません。
	財物賠償 (対物)	限度額 1 事故 1,000万円 (生産物事故のみ制度適用期間中の限度額1,000万円)	
	保管者賠償	限度額 1 事故 500万円 (制度適用期間中の限度額500万円)	

※車両の運行・所有・使用・管理にかかる事故は対象になりません。

地震災害の復旧・救護活動にあたるボランティア災害補償(天災危険補償付帯の傷害補償)もあります。詳細は裏面をご覧ください。

事故が起きたら、速やかにご連絡ください。補償対象となるか不安であれば事前にご相談ください！

所沢市市民活動支援センター

〒359-1111 所沢市緑町三丁目16番7号

TEL: 04-2968-8391

市民部地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL: 04-2998-9083



所 沢 市

【地震災害の復旧・救護活動にあたるボランティア災害補償特約】

次の活動中における**傷害事故**を補償します。

- ① 市内で発生した地震災害の復旧・救護活動のため、全国から自由意思のもとに所沢市に来たボランティア活動者
- ② 市外で発生した地震災害の復旧・救護活動のため、自由意思のもとに被災地でボランティア活動に従事する市民

※本補償の対象は、市又は市が指定した団体に登録したボランティア活動者に限ります。

事前に登録が必要となります。

【 Q & A 】

Q. 市外の人に参加する場合、その人も対象になりますか？

A. 市内に活動拠点がある団体に所属する市外の人でも対象になります。市内に活動拠点がある団体の活動は日本全国で対象になります。

Q. ボランティア活動に参加する保護者に付き添ってきた子どもが、保護者のボランティア活動中に怪我等をした場合にも補償されますか？

A. 乳幼児（概ね小学校低学年まで。）であれば対象となります。

Q. 自治会では防犯パトロールや盆踊り等の地域活動など幅広く活動していますが、対象となりますか？

A. ボランティア活動であれば対象となります。また、盆踊り等の行事では、実行委員等のスタッフはボランティア活動と認められ対象となりますが、一般の参加者は対象となりません。

Q. 制度の対象とならないのはどのような活動ですか？

- A. ①宗教、政治又は営利を目的とした活動
②活動者の故意、又は重大な過失により発生した事故
③既往の疾病（熱中症・細菌性食中毒を除く）、脳疾患、心神喪失による事故
④地震、洪水など自然現象により発生した事故
⑤山岳登山など危険なスポーツによる事故 などは対象となりません。

【申請時にご用意いただくもの】

まずは、市民活動支援センターあるいは地域づくり推進課にご連絡ください。
原則として、事故発生15日以内に申請書類をご提出ください。



- ①事故報告書
- ②団体の概要が把握できる資料（会則、規約など）
- ③当日の活動が把握できる資料（お知らせ、通知文など）
- ④当日の参加者名簿（お名前だけのものでも結構です）
- ⑤団体の年間行事計画表（総会資料でも結構です）
- ⑥活動の往復途中の事故の場合は、事故現場の見取り図
- ⑦賠償責任補償（物損補償）の場合は、損害の程度を証明する写真・・・など

その他、目撃者による事故状況の確認をすることがあります。